

生活福祉常任委員会会議録

平成18年7月25日

場 所 第1委員会室

平成18年7月25日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○地域生活行政及び福祉保健行政に関する調査

○その他報告事項

- ・平成17年度消費生活相談の概要について
- ・「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」について
- ・貨物船「南王丸」の細島寄港開始について
- ・被災者生活等支援のあり方の検討結果について
- ・医療制度改革の概要について
- ・次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況について
- ・「認定こども園」について
- ・障害者自立支援法の施行に係る実態調査結果について
- ・インフルエンザ（H5N1）の指定感染症への指定について

出席委員（7人）

副委員	長	宮原	義久
委員		川添	睦身
委員		黒木	次男
委員		井本	英雄
委員		内村	仁子
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員	長	中野	一則
----	---	----	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	村社	秀継
地域生活部次長 (文化・啓発担当)	黒岩	正博
地域生活部次長 (地域政策担当)	黒木	康年
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	山田	教夫
部参事兼生活・文化課長	日高	勝弘
文化・文教企画監	岡村	巖
地域振興課長	鈴木	康正
総合交通課長	加藤	裕彦

福祉保健部

福祉保健部長	河野	博
福祉保健部次長 (福祉担当)	田中	六男
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	山内	正輝
部参事兼福祉保健課長	内戸保	博秋
医療薬務課長	高島	俊一
薬務対策監	串間	奉文
国保・援護課長	刀坂	忠義
高齢者対策課長	畝原	光男
児童家庭課長	松田	豊
少子化対策監	高橋	博
障害福祉課長	轟田	歳明
衛生管理課長	川畑	芳廣
健康増進課長	相馬	宏敏

事務局職員出席者

議事課主幹	野間	純利
総務課主任主事	児玉	直樹

○宮原副委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程

案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原副委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○宮原副委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社地域生活部長 それでは、お手元に配付しております「生活福祉常任委員会資料」により御説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。今回の報告事項は、3件でございます。

まず、「平成17年度消費生活相談の概要について」であります。昨年度の消費生活相談件数は、過去最高でありました平成16年度よりも減少はしておりますが、依然として高い水準にあります。今回、その概要について御説明いたします。

次に、今年度の新規事業であります「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」について、先般、「二地域居住」等促進シンポジウムを開催いたしましたので、その結果などにつきまして御報告いたします。

次に、「貨物船『南王丸』の細島寄港開始について」であります。先週木曜日に記者発表されたところではありますが、現在、油津から大阪、東京に向けて運航されております川崎近海汽船株式会社の「南王丸」が、来月20日から細島港への寄港を開始することになりました。県では、

昨年6月のカーフェリー京浜航路の休止以降、関東向け航路の再開に向けて、船会社や物流事業者などに働きかけを行ってきたところでありまして、今回の南王丸の細島寄港開始は、週1便ではありますけれども、細島から関東に向けた航路が再開されるものであり、今後の本県の物流効率化を進める上で、大きな意味があると考えておるところでございます。

以上の報告事項の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。

最後に、資料はございませんが、1件御報告させていただきたいと思っております。「青色パトロールカーの寄贈について」でございます。去る7月19日に、J A宮崎共済連から共済事業の創業50周年の記念としまして、青色回転灯装備車両、いわゆる青色パトカー56台を県及び全市町村に御寄贈いただきました。また、県防犯協会会長でもあります塩見一郎さんからも、青色パトカー1台を県にいただいたところでもあります。近年、全国的に子供に関する痛ましい事件が続発する中、青色パトカーによるパトロールは、子供の安全対策、あるいは犯罪や交通事故の抑止に大きな効果が認められておりまして、大変ありがたいことであると思っております。県といたしましては、市町村、さらには宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議とともに、今回いただきました青色パトロールカーを有効に活用し、安全・安心なまちづくりを一層推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○日高生活・文化課長 生活・文化課でございます。

それでは、「平成17年度の消費生活相談の概要」につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお願いいたしま

す。県では、宮崎、都城、延岡の3つの消費生活センターで消費生活相談を受けておまして、その概要をまとめたものであります。

まず、1の概況ですが、まず(1)にありますように、平成17年度に3つの消費生活センターに寄せられました相談件数は1万3,153件で、16年度に比べ4,685件、26.3%減少をしております。次に、(2)ですが、このうち、苦情相談が1万841件で、82.4%を占めております。苦情相談が最も多い品目は、「商品一般」の2,777件で、苦情相談全体の25.6%を占めております。この詳細は後ほど説明いたします。それから、苦情相談の当事者の年代別件数でございますが、60歳未満の件数が16年度に比べ大きく減少する中で、60歳以上の年代が件数、割合ともに増加をしております。次に、(3)ですが、電話、メール、はがきなどによります、いわゆる「架空請求」に関する苦情相談は3,394件で、苦情相談全体の31.3%を占めておりますが、件数としましては16年度に比べまして3,054件、47.4%減少をしております。

次に、2の相談件数の推移をごらんください。先ほど申し上げましたが、平成17年度に寄せられました相談件数は、この表の一番下の右から2つ目の欄でございますが、1万3,153件でありました。過去最高でした前年度、16年度1万7,838件と比較いたしますと、4,685件、26.3%の減少となったところでございます。しかしながら、平成13年度を見ていただきますと6,041件となっております。これと比較しますと約2.2倍でありまして、依然、高水準にあると考えております。また、この表の一番下の左から2番目にありますように、「苦情相談」については1万841件となっております。その上、16年度の1万5,397件と比較しますと4,556件、29.6%減少

しております。減少の要因といたしましては、いわゆる「架空請求」に関する相談が減少したことが主なものであります。なお、架空請求については、後ほど説明いたします。

次に、3の苦情相談の状況についてであります。まず、(1)当事者の年代別件数ですが、表の右端、17年度の欄とその左、16年度の欄をごらんください。ちょうど中段にあります30歳代から50歳代の相談件数は約4,000件ほど大幅に減少した一方で、その下の欄ですが、60歳以上につきましては、件数にして710件、割合では12.8ポイント増加をいたしております。要因としましては、架空請求そのものは全体としては大幅に減少しておりますが、この年代だけは増加しているためであります。次に、2ページをお願いいたします。(2)苦情品目ワースト5でありませんが、苦情相談が最も多いのは「商品一般」の2,777件で、苦情相談全体の25.6%となっております。これは、何に対する請求なのか根拠となる債権が不明であるため「商品一般」と分類されるものでありまして、例えば、はがきによります総合消費料金の架空請求などでありまして、2番目は「他の運輸・通信」の1,995件で、18.4%でありまして、具体例としましては、携帯電話によります有料情報提供サービスの利用料の架空請求に関するものなどでありまして、3番目は、「融資サービス」でありまして、多重債務やいわゆるヤミ金融などに関する相談であります。

次に、4、特徴的な苦情相談の状況についてであります。まず、(1)架空請求であります。これにつきましては、平成14年度から分類しております。13年度分はデータがありませんので御承知おきいただきたいと思います。そこで、①の相談件数ですが、表の一番下の欄にありますように、平成17年度は架空請求に関するもの

が3,394件、31.3%であり、16年度に比べ件数では3,054件、苦情相談に占める割合は約10ポイントそれぞれ減少しております。②の請求の名目ではありますが、一番上の欄にありますように、例えば、先ほど申しました、はがきによります総合消費料金の架空請求などの商品に関するものが最も多く、2,566件で、架空請求に係る苦情相談件数全体の75.6%となっております。3ページをお願いいたします。次に、(2)住宅リフォームについてであります。15年度以降は大体170件前後で推移をいたしております。それから、(3)多重債務・自己破産についてでございますが、17年度は614件で、16年度に比べまして苦情相談に占める割合は2ポイント増加をいたしております。

最後に、5の苦情相談の処理状況であります。消費生活センターでは、相談者自身がみずから力で問題を解決できるように、相談者に対しまして助言や情報提供を行っております。しかしながら、相談者が高齢者等で自主交渉ができない場合や、交渉しましても解決が困難と思われる場合などは、消費生活センターが消費者と事業者の間に入りましてあっせん交渉を行うなど、その解決を図っているところであります。

消費生活相談は、17年度は前年度に比べ減少したものの、内容は複雑化、多様化しております。今後とも、市町村と連携しながら、きめ細やかな消費生活相談を行うとともに、情報の提供や講座の実施など、消費者啓発に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○鈴木地域振興課長 それでは、続きまして「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」について、事業展開としてシンポジウムの開催等を行いましたので、それらについて御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをごらんください。「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」は、今年度の新規事業でありまして、2007年から定年退職を迎える全国約700万人のいわゆる団塊の世代を初めとした、あらゆる世代の都市住民等を本県に誘導し、交流を通して「二地域居住」移住を進め、地域の活性化を図ろうというものであります。

この事業の具体的な展開として、まず、1に掲げる「二地域居住」等促進シンポジウムを開催しましたので、それについて御報告いたします。

シンポジウムの開催目的は、(1)に掲げておりますように、受け入れ先となります市町村や地域づくり団体等を対象に、交流居住についての理解を促進し、市町村における受け入れのための環境づくりを推進しようというものであります。今月14日に開催し、内容としましては、(4)に掲げておりますように、まず、国土交通省国土計画局の岩瀬計画官による各種の世論調査等から分析した都市住民の二地域居住への需要、必要な条件など、二地域居住等の促進についての講演がございました。それから、新しい価値観のもと、地方暮らしを希望する都市住民の急増を受けて、平成14年に全国の消費者団体、労働組合、農林漁業団体等によって設立されたNPO法人「ふるさと回帰支援センター」の本多事業部長による北海道、長野県飯山市の取り組みなど、全国自治体における具体的な取り組み事例の紹介がございました。そして最後に、10数年前に東京から都城へ、都城市から串間市へ移住された田舎暮らしアドバイザーの入江さんの体験発表等でございます。市町村グリーンツーリズム関係団体、旅行業者、一般県民等約130名の参加をいただきましたが、交流居住、

二地域居住等への理解に大いに役立ったものと思っております。また、最後に、参加者の方々にシンポジウムについてのアンケートをお願いしましたが、おおむね好評な結果をいただいております。

次の6ページをごらんください。同じく「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」の具体的な事業展開であります、2「交流居住」受け入れ環境の調査及び情報発信であります。これは、

(1) 目的に掲げておりますように、県内市町村を対象に、交流居住の受け入れ環境を調査し、その情報を取りまとめて県のホームページにより発信するものであります。(2) の内容に調査事項と情報発信の内容を掲げております。調査事項は、交通・生活の利便性、教育、医療、福祉などの生活環境、体験プログラム等の受け入れ体制、U J I ターン施策など、それらを整理分析して各市町村ごとに住みやすさやセールスポイント等をアピールするとともに、アからエに掲げる検索機能を付加して、便利でわかりやすいものにするとしております。(3) に今後のスケジュールを掲げておりますが、8月上旬までに調査を終え、9月末にはホームページに掲載する予定であります。

最後に、3、総務省ポータルサイト「交流居住のススメ 全国田舎暮らしガイド」であります。これは、総務省が交流居住についてホームページを立ち上げたもので、それに本県も参加しましたので、御紹介いたします。この目的は、そこに書いてございますように、都市住民に対して交流居住に関する自治体等からの情報を提供し、都市住民の新たなライフスタイルに対応するとともに、過疎地域等の活性化を図るものであります。既に、今月10日からの運用が始まっており、全国332の自治体等の情報を掲載

し、本県では、県以外に串間市、木城町、西米良村が参加しております。内容は、自然や生活関連の基本情報、体験プログラム等の交流居住情報、田舎暮らしのノウハウ等であります。なお、2で説明しました県による受け入れ環境の情報発信が開始された際には、この総務省のポータルサイトとの接続も考えております。以上でございます。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをごらんください。「貨物船『南王丸』の細島寄港開始について」であります。

まず、今回、細島港に寄港することになりました南王丸の概要でございます。現在、油津港から大阪港及び東京港に向けて、日曜と水曜の週2便、定期運航されております。運航主体は、王子製紙の物流部門の関連会社であり、南王丸の輸送スペースの8割をチャーターしている王子物流株式会社と南王丸を所有し運航している川崎近海汽船株式会社であります。積み荷については、12メートルシャーシ換算で126台分の輸送能力を持っておりますが、上り荷は主に王子製紙の紙製品を輸送しており、下り荷は王子製紙の原料や工場ボイラーの燃料となる廃タイヤチップを中心に輸送しております。

次に、2の細島寄港の概要であります。寄港開始の時期は、来月20日(日曜日)からの予定であります。

8ページをごらんください。右上の表に運航ダイヤを掲載しております。ちょうど真ん中ほどの出港時間の欄をごらんください。現在、油津港を日曜日の昼12時と水曜日の24時に出港する便が運航されておりますが、この週2便のうち、日曜日の昼12時に出港する便を細島港に寄港させるもので、細島港には日曜日の夕方4時に入

港し、2時間後の午後6時に出港いたします。大阪港に翌月曜日の朝7時に入港、東京港には火曜日の朝8時に到着するダイヤとなる予定であります。なお、油津港から東京までの所要時間は44時間、細島港から東京までの所要時間は38時間となります。

7ページにお戻りください。2の(3)ですが、細島港からの積み荷は、工業製品を中心に、木材や果汁などで、1便当たり、シャーシ10台分、年間500台分程度を見込んであるということでもあります。

3の今後の取り組みですが、県としましては、昨年6月のカーフェリー京浜航路の休止後、関東向け航路の開設を各方面にお願いしてきたところであります。今回の南王丸の細島寄港は、週1便とはいえ、細島から関東への航路が再開されることであり、今後の本県物流の効率化において大きな意味を持つものと考えております。今後、この航路の増便等を会社側に働きかけていくなど、関係部局や事業者の方々とも連携しながら、本県の物流効率化に向けたより一層の取り組みを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○宮原副委員長 執行部の説明が終了しました。委員の皆様、質疑はありませんか。

○川添委員 南王丸の話から先にいきますが、細島を6時に出て大阪に7時に着くというところだけは何か利用されそうにあるんですが、JAあたりの農産物がこれに載るのか。載るのかというのは、市場に間に合うのかという視点ですよね。その辺がないと使えないんですよね。それが1つ。

となると、これを利用する20%の枠というのは、安定的に20%が確保されるかどうか知りませんが、8割は王子製紙が使っているわけですから、その場合の20%というのを青果物等の生鮮食料品を除いたもので細島でやるとすれば、だれが喜んでそれに載せようとしているのか、その辺はどうですか。

今回、細島に寄って、ここでの積み荷ですけれども、主に東京方面をにらんでおります。それで、現在、細島で載せるものとしましては、県北の工業製品を中心に、木材とか果汁類などが今のところ想定されております。なお、農産物の輸送につきましては、今、委員の御指摘のとおり、特に東京ですけれども、東京には午前8時に着くわけですけれども、農産物輸送についてどういった課題、例えば便数とか、今おっしゃいました運航時間などの問題もございますので、どういう形で活用できるのか、また関係部局と連携して検討していきたいと考えております。以上であります。

○加藤総合交通課長 今回、細島に寄って、ここでの積み荷ですけれども、主に東京方面をにらんでおります。それで、現在、細島で載せるものとしましては、県北の工業製品を中心に、木材とか果汁類などが今のところ想定されております。なお、農産物の輸送につきましては、今、委員の御指摘のとおり、特に東京ですけれども、東京には午前8時に着くわけですけれども、農産物輸送についてどういった課題、例えば便数とか、今おっしゃいました運航時間などの問題もございますので、どういう形で活用できるのか、また関係部局と連携して検討していきたいと考えております。以上であります。

○川添委員 4～5日前に細島に行ったんですよ。旭化成の工業製品というのは南王丸じゃなくて別なローロー船でちゃんとルートがある、だから、今さら旭化成やらの工業製品が南王丸に載るといえることはないようですね。八興運輸がちゃんとやっているから、と思うんですが。新規に、ああ、よかった、あれが着いてくれるから間に合うというものがあるのかなという気がしたもんだからね。その辺が実際8月10日から動くのに、それで宮崎県の物流のプラスにならないとは言いませんよ。時間的に、東京は明るむ日に着くんですからね。青果物なんかそれに載せたら大変なことですよ。そういう悠長なことは言えんわけで、だから、いわゆる京浜の流通というのは、このタイプではだめだということまでカーフェリーの話を私ども期待をしながら何とかならんかと思っただけのことで、こういうルートでは青果物はだめなんですよ。だ

から、JAあたりは、言うならば、全然見向きもしないと思いますよ。だから、そういう意味で私たちが期待している青果物をいかに東京に届けるかという、大阪から陸路にしても、このルートでは中途半端だと思うんですよね。そういうところの物流の荷主の需要といいますか、考え方というのがマッチしないと、ただ「寄ってあげましたよ」と言われたんじゃ困るわけですよ。その辺のところはどこ辺まで詰まってくるのか。これから荷主が研究するでしょうけど。必ずしも東京便を大阪に揚げてそれからやっこら行くのがいいのか。ほかの便と違って、問題は市場に間に合うかどうかですからね。そういうのが2日も3日もかかって行くのなら、今、大阪便を使って東京に行くというルートがあるわけですから、たまたまちょっと足りんというだけですからね、その辺は荷主との協議はしてあるんですか、どうですか。

○加藤総合交通課長 これにつきましては、県北で荷を扱っております運送会社等が中心になって荷主と今、8月20日の出港に向けて、いろいろ荷物の集め方について協議をしているということでございます。

○川添委員 「二地域居住」の話というのは前からあるんですが、ようやくこの前、青島にも岩瀬さんが来て話してくれたんですね。その後でこれがあったんですが、この結果をちょっと見てみますと、ケチつけるわけじゃないですが、参加自治体が、県は入っているんですが、串間と木城と西米良、3カ市町村ですよ。このレベルというのを県はどういうふうに判断するのか。新しいスタイルを国土交通省なり経済産業省なりが出しているのに、串間と木城と西米良しか参加していないという、この感覚、レベルですよ。今から入っとですわというんじゃない

くて、この時点で県を除いて3つしか入っておらんという、そういうのんきな話ですよ、どこに原因があるんですかね。

○鈴木地域振興課長 総務省のポータルサイトは、早い時期に参加の申し込みの募集を直接県と各市町村にしたわけでございまして、それに応じて、市町村としましては、委員がおっしゃるように、串間市と木城と西米良村が参加をしたということでございますが、市町村によっては二地域居住というのを今から取り組んでいくところもございまして、それぞれ取り組まなくちゃいけないという、その部分の意識の違いもございまして、私どもとしましては、そういう観点からシンポジウムをやりまして、二地域居住に向けての機運の醸成といいますか、それと、さらに県独自でホームページを立ち上げてということで誘導を図ろうというぐあいに考えております。

○川添委員 県は今からスタートということだから、遅きに失した感じがあるんですよ。やはり情報伝達、情報の収集というものが遅い。それを私は指摘したいんです。だから、「これは今からやっつとすわ」ということでは、よほど馬力をかけないと宮崎県を全国に、東京あたりにPRするには、とても今のような感覚で県が対応しておったんでは宮崎に人は来ないと思うんですが、部長、どうですか、私が言う宮崎県の対応の遅いという指摘。

○村社地域生活部長 二地域居住なり、こういった考え方みたいなものは既に大分前から出てまして、北海道の取り組みなんかは非常に先を進んでいるというふうに思っております。ただ、私ども、二地域居住する環境というのは、もう既に31市町村、今まで、例えば過疎対策の一つとして交流人口をふやすとか、そういったいろ

んな形でやってきていますので、基盤は既にあるというふうに私どもは理解しております、その辺にどう付加価値をつけて情報を発信していくかということだろうというふうに思っております、今、市町村を指導といいますか、いろいろ啓発もしながら情報を収集し、そしてそれを発信するべく鋭意取り組んでいますので、これからだというふうに私は思っております。

○川添委員 今から20～30年前ぐらいに、ニュー・シルバー構想というのが宮崎県の基本政策で上がってきて、もう消えてなくなったんですが、この前、NPOの話が青島でしたときにその話がまた出まして、宮崎県というところは一貫性がないと、社会の情勢の変化があるんですから、それはそれでやむを得ないという面もあるんですが、そういうことをしきりに言われましてね。なぜ、ニュー・シルバー構想かというのは、そういうベースを宮崎県がつくっていないという指摘があるんですよ。流れたわけですからね。ということで、今、部長の話は各市町村で独自の考え方をやっているよと、それはあると思いますよ。何もやらない無策の町長やら村長はおりませんよ。ですが、何か県全体の旗色として宮崎県に行こうという雰囲気醸し出すには、各市町村ばらばらにやらせたんではだめだと。だから、宮崎県が打ち出すニュー・シルバー構想みたいな、今から20何年前のあれを読んでもたらまたおもしろいと思うんですよ。おもしろいというよりも、あれを現代版に直すとしたらどうすればいいのか。各市町村をどこに当てはめたらいいのか。例えば、学園都市をつくるときの前の段階がそうでありましたからね。今からニュー・シルバー構想の中のタウンをつくるというこては実際には難しいかもしれんけど、ある程度はそういうものとマッチさせて、ラップさ

せていかないと受け入れ態勢がうまくいかんんじゃないかという気がするんですよ。これは答えは要りません。そういうことで、この二地域居住の問題は、県がもう少ししてこ入れしないと、市町村に任せただけでは、東京あたりからは来ないだろうと思いますので、しっかりと頑張ってください。以上です。

○井本委員 二地域居住ですが、私の認識で、前のニュー・シルバー構想がついえたその原因の一つは健康保険の問題だということを知ったことがあるんですよ。働いておるときは社会保険で、余り使わんで、60を過ぎて退職してきたら、今度は国民健康保険に入って、それからむしろ医療にかかる率が高くなって、出入りからすればこっちにかかる金の方が多過ぎるということをついえたという話を聞いたことがあったんですが、それで今度は二地域ということで、向こうに生活本拠を置いて、別荘というか何というか、そういうような形で今度はこっちに来てくれというようなことで二地域という言葉になったのかなと、私なんかはそういう認識なんですけれども、それでいいんでしょうか。

○鈴木地域振興課長 二地域居住の考え方でございますけれども、基本的に二地域居住というのは、都会にも拠点を置きながら、それから農山漁村にさらに別の拠点を置いて、その間を長期といいますか、人によってそれぞれ違うとは思いますが、住んでいくという形なんですけれども、確かに、別荘なんかと違います点は、1点は、保養という観点ではなくて、いわゆるそこに住んで、その地域に溶け込んでいって地域の住民になっていくという点がございます。それで、前、ニュー・シルバー構想だったですかね、そういったものもございましたけれども、この二地域居住というのは、一方では過

疎というのがございます。都会では農山村の生活、いわゆる自然環境がよくて、生活環境が非常に恵まれている、確かに、医療とか、そういったものはちょっと問題がある点もございますけれども、それぞれ健康な人なんかも来てからそこで生活もしてみたいということでございますので、そういった観点で、ゆっくりした移住と申しますか、例えば、最初に来てみて、状況を見て、住んでみて、都会の方を引き払ってこっちに住んだらどうかと、そういう移住、そういった形での今の形態というのが二地域居住と言われるものでございます。

○井本委員 そうすると、最初のニュー・シルバー構想が失敗した原因はどこにあると考えますか。

○鈴木地域振興課長 ニュー・シルバー構想につきまして、私も当事者ではございませんが、この問題につきましては、国保の問題、医療の問題、これが大きなネックになったというぐあいに聞いておりますが、確かに、二地域居住なり、こういったものを進めますと、退職の人もございますが、私どもが進めているのは団塊の世代だけではなくて、ほかの世代もあるわけなんですけれども、主に団塊の世代が、委員のおっしゃるように、農山漁村に二地域居住で来たとした場合には、確かに医療費という部分はふえてくるだろうということは想定されます。

ですが、今、宮崎県の過疎地域なんかの現状を考えますと、人口はどんどんどんどん減っていています。集落を維持していくことが非常に難しくなっている状況が1点でございます。やっぱり交流居住といいますか、そういうのを活発にしまして、そこでのいろんな需要といいますか、消費とか、そういったものをふやましてその地域を活性化すると。そうするこ

とによって、まあ、医療費の負担という部分もございますけれども、地域を維持していかないと、どんどん集落は今からつぶれていくんじゃないかと、こういうぐあいに考えていますので、ニュー・シルバー構想の場合には、宮崎県で一つの地域を構えて、施設を民間と一緒に作りまして、そこに高齢者の方なんかを持ってくるということでございましたので、つくったところの市町村の医療費は急激にふえますけれども、この二地域居住の場合にはそんなに急激にどんどん入ってくるわけではなくて、医療費の負担とともにその地域の、入ってくることによって経済的ないろんな活性化が図られてくる、こういう面もございますので、こういった点で進めていきたいというぐあいに考えております。

○井本委員 だから、向こうに本拠地を置いている場合は、向こうの方で国民健康保険なんかも払うから歓迎される場所だけれども、全く本拠地をこっちに移すとなれば、当然、こっちで医療費は負担せにゃいかんようになるわけですね。その辺のプラス・マイナスというのは試算したことがあるんですか。

○鈴木地域振興課長 宮崎県では試算をしていますが、例えば、北海道の事例で、これは委託をして頼んだということでございますけれども、北海道全体で3,000世帯、これを移住という形で持ってきたときには、約5,700億円の経済波及効果がある、そういった計算もございます。もちろん、単純にこれが3,000世帯持ってくれば5,700億円ですから、ちょっと数字的にいいますと3,000世帯の2人の6,000人、これが5,700億でしたら、1人1億円ぐらいになりますから、ちょっと数字的にあれがありますけれども、現実には、やっぱり来られればそれなりの波及効果があるし、私は地域づくりの面で地域の活性

化が十分図られていくというぐあいに考えております。

○井本委員 地元がなぜ乗らんのかというのはその辺に問題があるんじゃないのかと私は思っているんですよ。こうやって手を挙げる人が少ないのはね。若い人が来てくれるならもちろん大歓迎だけれども、働けなくなった年寄りだけ来てもらったというところは、今後の団塊の世代に焦点を合わせておるわけでしょう。だから、この辺がネックになっておるんじゃないのかと私なんかは思うわけですよ。その辺はないわけですね。

○鈴木地域振興課長 実際、調査をしまして、情報を発信する前の段階で、各市町村にこういったものに参加するかということをお願いしておりますけれども、ほとんどの市町村が参加をしたいということで希望を出しておりますので、そういった意向は十分あります。

○井上委員 「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」は、私の理解なんですけど、前回の議会でもちょっと取り上げさせていただいたけれども、これは別にシルバーがターゲットではなくて、都会の人たちのライフスタイルの、例えば、子供を育てているけれども、子供を育てるのには都会は環境が余りよくないとかということも含めて、決して過疎地に人を持っていこうというだけの政策ではなかったというふうに理解しているんですけど、違いますかね。

○鈴木地域振興課長 もちろん過疎地域だけではございませんで、過疎地域等含みまして、基本的に自然環境の非常にいいところというのは、1つはそういった過疎地域もござりますし、別に地域をどこということ特定しているわけではございません。

○井上委員 だから、この「宮崎に来んね、住

まんね、お誘い事業」は、こうやって議論してみると非常にまだ意識が確定していないというか、県側もしっかりしたものがまだないというふうに理解せざるを得ないところがいっぱいあるわけですよ。だから、私なんかは、以前から、SOHOには宮崎はびったりなところなんだから、光ファイバーを引いて情報ハイウェイ21構想みたいな、他県には珍しくこういうものを引いている県で、だから、いわゆる距離感というのをどこで埋めるかといったら、そういう情報通信網の発達と相まって距離感を縮めればいいと、それで宮崎で仕事をしていただければいいということはずっと言い続けているわけですよ。だから、先ほど御紹介のあった串間の方についても、作家活動というのもできるわけですよ、どこで書いてもいいわけで。それが具体的に作品というのが東京に早く届きゃいいわけですよ。そういう意味で言う距離感はどこかで縮めて、ただライフスタイルとしては余り忙しくないようなそういう地域で住もうと。

だから、この「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」のいいところは、宮崎県内全体を県がもう一回、自分たちの資源を含めてですけども、点検することができるという点では一番いいなというふうに思うわけですよ。それと同時に、どこが都会の人が来たときに住みやすいか、そういういろんな意味での感覚がマッチするかということについても、やはりもっとリサーチしないといけないというところはまだまだ残ってきているかなというふうに思うわけですよ。

だから、都会から言えば宮崎だって田舎感覚真ただ中という感じはまだぬぐい去れないところがあるので、宮崎市だっていろんな意味での感覚というのを持っていただければというふ

うに思うわけですね。決して宮崎が都会だとかとは言えないというふうに思うわけですよ。ですから、そういう意味で言えば、もっと宮崎にある資源と市町村とが一緒になって、どういふふうなコンセプトで声をかけたときに都会の人が来てくれるのかというのを、決して物すごく不便なところに連れていったら、それがオーケーだというふうには、生活はちょっとしにくいかなというふうな思いがするわけですよ。だから、少なからず、ある程度の生活スタイルは確保できるけれども、何となく東京にはない、関西も入れていいかもしれませんね、そういうところにはないものが実感できるというものが無いといけ無いのではないかなというふうに思うんですけどね。だから、宮崎県内のリサーチの仕方を含めて、それはどんなふうに行われているのかなとちょっと思うんですけどもね。

○鈴木地域振興課長 今回、各市町村が、生活、環境から大体約70項目ぐらいにつきまして調査をしまして、それをある程度集約して情報提供をするわけなんですけれども、私どもとしましても、まだまだ各市町村の細かい情報を持っておりませんので、そこら辺、集約されたものをまた整理して今後とも検討していきたいというぐあいに考えております。

○井上委員 だから、団塊の世代も来ていただいてもいい、でも、都会で子育てに非常に憂慮感を持っている人たちも来ていただいてもいい、宮崎はそういう意味でも、例えば教育力とか、そういう点がどのくらい自分たちがその意味での親をサポートできるのかという点はアピールしないといけないでしょうし、だから、そういう意味での宮崎県内にあるものをちゃんとしたりサーチをして、それで、都会から働き盛りの人だって来て、ここで十分仕事ができるという

ような、そういう体制というのをつくっていただきたいと思うんですよ。だから、情報通信網のいわゆる情報ハイウェイ21構想の活用ですよ。光ファイバーを引いているだけではだめで、その活用、どんなふうにかかすことができるのかと。まだつながっているのが少ないですもんね。だから、もったいないので、総合政策本部と一緒に、そのあたりはきちんとどうやって仕上げていくのかというのがないと、政策としての価値が非常に薄くなっていくというふうに思うわけですよ。そこあたりがもっと議論されていていいのではないかと。

だから、市町村も、この提起があったときに受け取りにくい、年寄りばかり自分ちに来るのかみたいな、そういう発想になられると困るので、もう一回これについてはちゃんと議論していただいて、せっかくの政策提起と、それから国からのサポートがあるということ、これはすごくいいことなので、そこをどう十分に活用することができるかというのをしっかりやってもらえたらと思うんですけど、そのあたりについて、ちょっと部長にその見解を聞きたいと思います。

○村社地域生活部長 二地域居住について、井上委員言われましたように、まず、市町村が今、受け入れ環境の調査をしています、要するに、自分ところの資源を見直すという機会になっているということは間違い無いと思います。したがって、その点については、例えば、県が一つの二地域居住というスタイルを押しつけるんでもなくて、多分、市町村、市町村がそれぞれの受け入れ環境によって考え方は違ってきてもいいと思うんですよ。その一つの典型が、例えば、今、西米良でやっているワーキングホリデー、これは逆に言うと二地域居住はもう始まっ

ているんですね。多分、緩やかな居住、例えば1週間滞在するとか、そういうところから始まって、最終的には住み着くかもしれない。それとも、そういう行ったり来たりがパターンになるかもしれない。いろんなパターンがあるんだと思います。例えば、串間の例で言いますと、串間にはマリンスポーツをする若い人たちが住み着いたりとかしております。ですから、これはやはりそれぞれの地域でそれぞれの特色を出しながら、どういった形の二地域居住があり得るかということ、言ってみれば探していく作業だろうと思います。我々は今、お手伝いしながら、それをしている状況にあると思います。

それともう一つは、先ほど言われました情報通信基盤の整備、これについては、私どもも、例えばブロードバンド環境についても、これはもう今の時代では一つの生活基盤だという理念のもとに、これを進めるために県単事業も組み込みながら今やっております、今現在で、旧市町村で言いますと44市町村の中心部にブロードバンド環境のないところは一つもございません。これを今度はエリアを少し広げていこうということでやっております。

そういった形で県のやるべき環境の整備をしながら、各市町村はやはりそういった自分ところの二地域環境の資源探しといいますかね、そういったことをしていただく。そして、多分、コンセプトはそれぞれ地域ごとに出てくるというふうに私は思っているところでございます。

○井上委員 もうこれ以上言う必要はないところもあるんですけども、この事業を持っている地域生活部が中心であることは事実なんですけれども、これはやっぱり観光を持っていると

ころで言えば観光資源の磨き上げなどとかと言っているわけですから、そういうことも含めて、いろんな意味で各部の連携、農業体験も含めて、農政水産部はじゃ、どうするのか、食のあり方というようなことは、もう一度呼び起こすとしたら宮崎は最適なところですから、売りはいっぱいあるわけですよ。そこをどこかが一本にまとめていくというのがないといけないので、大きい事業にどうやって仕上げている、政策価値のあるようなものにどうやって仕上げていくかというのは、地域生活部が熱心にやっていたらと、これは大きな効果のある事業に私は将来なっていくと思うんですよ。今、宮崎あたりではサンシティ構想を青島でやろうじゃないかとかいろいろありますよね。いろいろあるその情報がどう県にも伝わって、どんなふうになるのかということが非常に大事なというふうに思うわけですよ。そういう意味でいうと、どこに何を力を入れていったときに政策的効果が出てくるのかということについても熱心にやっていたらというふうに思って、これは要望にかえておきたいと思います。以上です。

○井本委員 一番最初の消費生活相談ですが、架空請求が少なくなっているということですが、この前、テレビなんかで見ると全然減っておらんという話をしておったからですよ。これは、恐らく、こっちに来ると警察に行くのと散らばっているのじゃないかなという気がするんですがね。その辺はどうですか。

○日高生活・文化課長 今、あった委員の御指摘のお話は、実際の詐欺の被害といたしましうか、そういう届け出が警察の関係はことし特に大きくなっているというのはございます。ただ、先ほど言いましたように、架空請求の相談その

ものは、16年度をピークとしまして、少しずつ減ってきている状況にはございます。ただ、若い人は大分減ってはきているんですけども、年配に対する働きかけはまだ依然として弱まっていない、そういうところかと思えます。現実には、先ほどおっしゃられましたような、詐欺のそういう被害として届け出る件数がことしになってふえてきているというのはございます。

○内村委員 3ページに多重債務・自己破産の数字が出されておりますが、この中で年代別に若い層が多いのか、そのこのところがもし統計が上っておりますら教えてください。

○日高生活・文化課長 17年度の数字で申しますと、50歳代が一番多くて、24%を占めております。それから30歳代、20%、その次に40歳代、18%です。

○内村委員 以前、コマーシャルといいますか、ある会社のいろんなものが規制されたんですが、その後について、それによって多重債務とか、そういう関係が減ったとか何とか、そういうことはまだ。

○日高生活・文化課長 そこまで正確な情報はまだ調べておりません。申しわけありません。

○内村委員 結構です。

○太田委員 消費生活センターについてお尋ねしますが、今年度からでしたか、正規職員を1名、都城、延岡に配置していただいたということで、その辺の取り組みがなされていると思えます。そういう正規職員を配置したということで何らかの効果といいますか、こういうような改善があったとかあれば教えていただきたいことと、もう一つは、私も延岡の方の消費生活センターを訪ねたときに、男の正規職員の方が1名、そして女性の方が5～6名いらっしゃったような気がします。本当に難しい仕事ですね。

法的にも対応せにやいかんところ辺もやらにやいかんと思えますが、そういう女性陣の任務分担といいますか、管理部門、何かパソコンを対応せにやいかん人たちもいらっしゃるといような話も聞いたもんですから、延岡の例で、陣容、体制の形、任務分担といいますか、そういうようなのがどういう形であるのか。男性1人の人が大方やっているのか、ある程度スタッフをそろえてやっているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

○日高生活・文化課長 お答えします。延岡支所の場合は、支所長が県の職員でございまして、男性1名、それから非常勤職員としまして、啓発員が2名、相談員が3名おまして、役割分担としては啓発事業と相談事業、一応分けてやっております。

それから、一番最初にお話いただいた件ですが、実はことしの4月に消費生活センター全体は直営化をいたしまして、都城と延岡も、もともと法人だったんですけども、この法人組織をやめまして本センター、それから都城支所、延岡支所という形で、全体的に、一体的に運営するようになりまして、経費的にも業務の運営的にも、研修等を含めまして、一緒にやれるということでもかなり業務的には進んできているといひましようか、よくなってきているというふうに思っております。以上でございます。

○太田委員 わかりました。

○黒木次男委員 相談件数の件ですけども、平成16年度が1万7,838件、15年度が1万4,735件、17年度が1万3,153件、何で16年度がずば抜けて多かったんですかね。この要因は何ですか。

○日高生活・文化課長 先ほど、若干触れさせていただきましたけれども、14年度ぐらいからいわゆる架空請求というのが全国的にふえてま

いりまして、その一番ピークが16年度に来たということでありまして、それが今、少し沈静化をしてきているというような状況で、若干落ちてきています。ただ、先ほども申しましたけれども、平成13年度はまだ6,000件ぐらい、1万もない時代でしたので、そういう意味からいきますとまだかなり数的には多いということで、やっぱりいろんな新しい手段、悪いことを考える人がおりまして、次から次に新しいことを考えてきますので、それに実際は追いつかない状態といいましようか、新手に対応するといいいましようか、その相談を受けるのが結構大変なんで、皆、それぞれいろいろな勉強をしていただきまして、こちらもいろいろPRをさせていただき、市町村等への広報も含めましてやっていかざるを得ないというような、そういう状況でございます。

○黒木次男委員 わかりました。

○宮原副委員長 そのほか、ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原副委員長 以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前11時0分休憩

午前11時3分再開

○宮原副委員長 委員会を再開いたします。

当委員会への報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○河野福祉保健部長 それでは、6月定例会以降の主な動き等につきまして、6件ほど、報告をさせていただきます。

まず、お手元の委員会資料の1ページをお開

きください。「被災者生活等支援のあり方の検討結果について」であります。

本件につきましては、6月定例会の本委員会におきまして、有識者等による意見交換会における検討状況を御報告したところであります。その後、それらの意見等も踏まえて、庁内関係部局で構成する検討委員会で検討を行い、このほど、結果が取りまとまりましたので、御報告をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明をさせていただきます。

次に、資料の6ページをお開きください。「医療制度改革の概要について」であります。

医療制度改革は、我が国の医療保険制度が、近年、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行等の環境変化に直面し、従来のもまでの制度運営が難しくなってきたことを背景としまして、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくことを目的に、推進されているものであります。平成14年の健康保険法等の改正法の附則に、抜本的な改革を行う旨が規定されて以降、資料Ⅰの「経緯」にありますとおりの経過をたどりまして、先月、関連法が成立・公布されております。

では、資料のⅡの「医療改革制度改革大綱の基本的な考え方」に沿って改革の概要を説明いたします。

医療制度改革は、大きくは3つの柱から構成されております。1つ目は、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」であります。まず、(1)の患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築ですが、具体的には、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県が医療情報を提供するとか、患者が急性期から回復期を経て自宅に戻るまでの切れ目のない

医療を受けることができるよう、医療計画の見直し等に取り組むこととされております。また、(2)の生活習慣病対策の推進体制の構築ですが、これについては、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念を導入し、運動や食生活等を通じた健全な生活習慣の形成に向け、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動の展開や、これに関する保険者の役割の明確化、都道府県健康増進計画の充実等を内容としております。

2つ目は、「医療費適正化の総合的な推進」であります。(1)の医療費適正化計画における政策目標設定等による医療費抑制ですが、国、都道府県による、糖尿病等の患者等の減少率や平均在院日数の短縮に関する政策目標を織り込んだ、「医療費適正化計画」の策定と計画の達成度の検証に取り組むこととされております。また、(2)の公的保険給付の内容・範囲の見直し等については、高齢者の患者負担、療養病床に入院する高齢者の食費・居住費負担の見直し等を行うこととされております。なお、高齢者の患者負担の見直し等につきましては、別冊でパンフレット等をお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

3つ目は、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」であります。まず、(1)の新たな高齢者医療制度の創設ですが、具体的には、75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度の創設を行うこととされております。また、(2)の保険者の再編・統合ですが、国民健康保険関係について、都道府県単位での運営の推進を図るため、財政基盤の強化に取り組むことなどがその内容となっております。

最後に、この医療制度に係る県としての当面の主な取り組みですが、7ページをごらんくだ

さい。

Ⅲにありますとおり、まず1の「後期高齢者医療制度の財政運営を担う全市町村が参加する『広域連合』の設立支援」があります。平成20年4月から実施される75歳以上の後期高齢者医療制度の運営につきましては、新たに設立される「広域連合」が行うこととなっております。現在、この広域連合を立ち上げるための設立準備委員会を8月に設置することで、市長会、町村会、国保連合会と協議を重ねているところであります。県としましては、今後も、円滑な設立に向け、必要な調整、支援等に取り組んでいくこととしております。

次に、2の「次期医療計画、次期健康増進計画、次期介護保険事業支援計画との整合性を保った医療費適正化計画の策定検討」があります。医療費適正化計画については、先ほども触れたところですが、平成20年度を初年度とする5年計画とされており、今後、国の策定する基本方針に即して、糖尿病等患者の減少率、平均在院日数の短縮等の政策目標の設定等を行う必要があります。また、本計画については、県の医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画との整合を図ることとされておりますので、これらの計画の見直しにも、並行して取り組む必要があります。

最後に、3の「介護療養型医療施設の廃止に向けての検討」があります。現在、全国で約38万床ある療養病床を、平成24年3月までに、医療保険適用の15万床に再編し、介護保険適用分については廃止することとされております。今後、国から示される方針等に留意しつつ、また、市町村や医療関係者等とも協議しながら、患者や家族に混乱のないよう、老人保健施設等の受け皿の確保等について、慎重に取り組んでいく

必要があります。

以上のとおり、医療制度改革においては、県が非常に重要な役割を担うこととされております。現在はまだ、大半の項目については情報収集の段階ではありますが、今後示される国の基本方針等に沿って、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、資料の8ページをお開きください。「次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況について」であります。

平成17年3月に策定しました「次世代育成支援宮崎県行動計画」では、毎年、計画に基づく施策の実施状況を把握・点検・公表し、計画の円滑な推進に努めることとしております。計画の初年度であります平成17年度における施策の実施状況を把握・点検いたしましたので、御報告させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど、少子化対策監から説明させていただきます。

次に、資料の13ページをお開きください。『認定こども園』について」であります。

認定こども園は、少子化の進行や教育ニーズの多様化を背景に、既存の保育所・幼稚園制度とは異なる新たな選択肢として、ことし6月15日に公布された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」によって制度化されたものであります。この法律により、具体的な認定基準は、国の定める基準を参酌して、都道府県条例で定めることとされておりますことから、県としましては、今後、関係部局と協議しながら、本条例の制定に取り組んでいくこととしております。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させていただきます。

次に、資料の15ページをお開きください。「障

害者自立支援法の施行に係る実態調査結果について」であります。

障害者自立支援法の施行に係る施設退所者の状況等につきまして、市町村と連携して、7月中旬に実態調査を実施しましたので、その結果を御報告させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させていただきます。

次に、資料の21ページをお開きください。「インフルエンザ（H5N1）の指定感染症への指定について」であります。

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が、人から人への感染を起こした場合には、新型インフルエンザとして指定感染症に指定されることとなっておりますが、指定に要する時間的ロスをなくし、封じ込め対策の徹底を図る観点から、ことし6月12日に、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」に基づき、鳥から人に感染するインフルエンザ（H5N1）を、指定感染症として取り扱うこととされました。これにより、知事が、入院勧告等、感染拡大防止のために必要な措置を行えるようになったところであります。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明させていただきます。

最後に、資料はございませんが、先般、7月20日からの「大雨による被害」に関しまして、御報告申し上げます。

今回の大雨に関しましては、現在、被害状況を調査しているところでありますが、とりわけ被害の大きかったえびの市に対しまして、7月22日に遡及して災害救助法を適用いたしました。今後、同法に基づき、必要な救助を行うこととしております。

私の方からは以上であります。

○内 戸 保 福 社 保 健 課 長 常任委員会資料の1

ページをごらんください。「被災者生活等支援のあり方の検討結果について」御説明いたします。

まず、1の検討の趣旨でありますけれども、昨年の台風14号被害を受けまして、被災者支援のあり方について、さまざまな意見をいただきましたことから、「自助」「共助」「公助」のあり方について、総合的に検討を行ったものでございます。

次に、2の検討事項でございますけれども、国の制度などを踏まえまして、「生活再建支援制度」「住宅再建支援制度」「義捐金」等のあり方について検討を行ったところでございます。なお、米印にありますように、被災者生活等支援制度の現状につきましては、別紙1に記載をしておりますので、後ほど、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、3の検討の進め方ではありますが、(1)にありますように、有識者や民間代表、市町村関係者等による意見交換会を、3月から5月にかけて3回実施いたしまして、さまざまな角度から意見を伺ったところでございます。意見交換会における主な意見は別紙2に記載しておりますが、前回の常任委員会で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。次に、(2)にありますように、意見交換会で出された意見等も踏まえまして、庁内関係部局で構成する検討委員会を、6月から7月にかけて3回開催し、支援のあり方について、総合的に検討を行ったところでございます。

検討結果でありますけれども、4に課題と今後の対応として取りまとめております。

まず、(1)の自助の促進でございますけれども、生活再建につきましては、自分の財産は自分で守るといふ、いわゆる自助が基本でございます。その中心となるものが保険でございま

す。意見交換会でも出たところでございますけれども、特に、高齢者の方は、災害に備えてどのような保険に加入しておけばよいのかわからない人が多いと思われまますので、災害のための保険講座の開催など、自助を促進するための施策を展開することとしております。

次に、(2)の共助の促進でございます。①の義捐金でございますけれども、地震と違いました風水害の場合は、災害発生時の浸水状況等が時間の経過とともに映像ではわかりにくくなるために、義捐金が集まりにくい状況がございます。このため、報道機関に対し、被災直後の状況を提供するなど、効果的な報道がなされるような情報提供を行うこととしております。次に、②の住宅再建共済制度でありますけれども、兵庫県が制度化した住宅再建共済制度、これは、1年間の掛金が5,000円で、最大600万円の住宅再建資金が支給されるという共済制度でございますけれども、このような制度につきましては、人口の少ない本県におきましては制度的に成り立たないと思われまますので、全国的な制度となるように、全国知事会等を通じて、国に働きかけをしていきたいと考えております。

次に、(3)の公助でございますけれども、まず、①の住宅再建への支援についてでございますけれども、住宅再建への支援につきましては、金額的に大きいこともありまして、全国的にリスクや負担を分担する手法が適している分野であると思われまます。このため、現行の被災者生活再建支援法という法律がございませけれども、この法律では住宅本体の建設費等が支給対象になっておりませぬので、そういうものを支給対象に追加をするとともに、年収や年齢制限の緩和を行っていただくように、全国知事会等を通じて国に積極的に働きかけをしていくというこ

とにしております。次に、②の被災者の生活支援に対する基本的な考え方でございます。昨年の台風14号被害に際しまして実施しました被災者生活緊急支援事業につきましては、意見交換会におきましての慎重な意見、それから本県の財政状況、近年の災害の大規模化に伴い、今後発生する被害規模が想定できないことなどを勘案いたしますと、恒久化することは難しい面がございます、その時々状況に応じて判断をすべきものというふうを考えられます。しかしながら、今後の災害発生時に、より迅速に生活支援が検討できますように、あらかじめ支援の基本的な考え方を整理しておくことといたしました。

その内容につきましては、下の枠に囲ってありますように、県における被災者生活支援につきましては、広域的行政を担う県の役割の観点から、昨年の台風14号の場合のように、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用市町村が広域となり、かつ、県民生活に甚大な被害を及ぼすような大規模被害に対して支援措置を検討すると。その内容等につきましては、台風14号災害時の対応を参考に、被災の状況や、県及び市町村の財政状況等を総合的に勘案して検討を行うというものでございます。今後は、この検討結果をもとに、関係部局と連携をとりながら、被災者の生活等の支援に取り組んでまいることといたしております。

福祉保健課は以上でございます。

○高橋少子化対策監 「次世代育成支援宮崎県行動計画の進捗状況について」御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。まず、1の趣旨についてであります。昨年3月に策定いたしました次世代育成支援宮崎県行動計画につきましては、副知事を本部長とし、各部

の部長等で構成する次世代育成支援対策推進本部を中心に、全庁的体制で施策の推進を図っておりますが、このほど、17年度の実施状況がまとまりましたので、御報告するものであります。

次に、2の主な取り組み内容についてであります。行動計画におきましては、基本理念として、「子育てをみんなで支え、安心と喜びが広がる元気のいいみやざきづくり」を掲げ、3つの基本目標を定めているところであります。

まず、基本目標の1つ目、「安心して子どもを生子、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」につきましては、(1)にあります元気みやざき県民運動の展開や、「みやざき子育て応援キャラバン隊」事業による啓発活動の実施、(2)の一番下にあります子育て支援幼児入院医療費助成事業の実施による入院分助成対象の小学校入学前までの拡大、(4)にあります「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」の制定・施行などに取り組んだところであります。

次に、9ページをごらんください。基本目標の2つ目、「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」につきましては、(2)にあります延長保育を実施する保育所の拡大や、(3)にあります「家庭の日」強化推進事業の実施により、家庭のきずなを深めることの大切さについての啓発活動の推進を行ったほか、家庭教育応援ネットワークモデル事業などに取り組んだところであります。

次に、基本目標の3つ目、「子どもの人権が尊重され、子どもの生きる力が育まれる社会づくり」につきましては、(1)にあります児童養護施設入所児童等に対する「子ども権利ノート」の作成・配布や、親子で人権について語り合うための資料「ファミリーふれあい」の作成・配布を

行ったところであります。また、(2)にありますように、豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業を全市町村で実施するなどの取り組みを行ったところであります。

次に、10ページをお開きください。行動計画におきましては、各施策の達成状況を把握するため、3、指標の進捗状況といたしまして、個別成果指標を67項目と、さらに、県民の目線から見て、対策の推進がどの程度反映されているかを把握するための指標として、総合成果指標を2項目設定しております。そこで、個別成果指標につきましては、全体の項目を一覧いただきますとおわかりのように、一部を除き、おおむね相応の伸びを示しておりますし、特に基本目標2で挙げている項目については、すべて前年度実績を上回る結果となっております。

また、総合成果指標を含む施策全体の推進状況といたしましては、11ページの4の総括のところから4点ほど列記をしております。まず、全体的な状況といたしましては、(1)にありますように、計画の初年度として次世代育成支援対策を全庁的に、また、総合的、計画的に取り組む推進体制づくりが進んだことや、(2)にありますように、子育てを社会全体で見守り、支え合う機運づくりや仕組みづくりにつながる取り組みが動き始めるなど、一定の成果が上がっていると思われませんが、(3)にありますように、平成17年の合計特殊出生率が戦後最低の1.46となるとともに、県民意識としての子育てに対する不安感・負担感の軽減が進まないなど、子育て支援サービスの拡充や就労環境の整備、育児費用の軽減など、総合的な取り組みと、社会全体で子育てを応援する機運の醸成がますます重要となってきていると考えられます。このため、(4)にありますように、今後は、庁内の連携

を一層強めるとともに、民間との協働を進めることで、より効果的・効率的な施策の展開を図っていくことが重要であると考えております。

そこで、今年度は、こうしたことを踏まえ、市町村やNPO等民間活動団体と連携しながら、身近な地域での子育て支援の仕組みづくりについて、啓発や支援を行うこととしておりますし、宮崎県次世代育成支援対策推進協議会と共同して、企業や事業所、店舗、団体などが自主的に取り組む「子育て応援宣言」をホームページ等で公表したり、子育て家庭に対し自主的にサービスを提供する企業、店舗を募集するなどの、「子育て家庭をみんなで応援する運動」の推進についても取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○松田児童家庭課長 それでは、児童家庭課分について、御説明を申し上げます。

資料の13ページをお開きください。『認定こども園』について」でございます。

1、「認定こども園」の制度の背景についてでございますが、この認定こども園が制度化されました背景といたしましては、幼稚園と保育所については、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化の進行、教育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取り組みだけでは対応できない状況が見られることが挙げられます。そのため、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みをつくらうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年6月15日公布をされました。

次に、2にあります「認定こども園」とは、幼稚園・保育所等のうち、以下の機能を備える

もので、認定基準を満たす施設については、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることができるものであります。まず、2の(1)の就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能。つまり、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能であります。加えて、2の(2)の地域における子育て支援を行う機能。すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能であります。

次に、3の「認定こども園」のタイプにつきましては、(1)の幼保連携型でございますが、認可幼稚園と認可保育園とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。(2)の幼稚園型は、認可幼稚園が保育に欠ける子供のための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプでございます。(3)の保育所型は、認可保育園が保育に欠ける以外の子供も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプです。(4)の地方裁量型につきましては、幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプでございます。

次に、4の「認定こども園」の認定基準であります。具体的な基準については、文部科学大臣と厚生労働大臣が定める「国の指針」を参酌して都道府県が条例で定めるということで法律で規定をされております。条例で定める基準につきましては、(1)職員配置、(2)職員資格、(3)教育・保育の内容、(4)子育て支援といった事項を定める予定でございます。

最後に、5の法律の施行期日が本年10月1日となっておりますところから、現在、関係部局と連携しながら、当条例の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、参考資料といたしまして、国の作成しました「認定こども園」のパンフレットをお示ししております。

児童家庭課分の説明は以上でございます。

○**靄田障害福祉課長** 委員会資料の15ページをお願いしたいと思います。「障害者自立支援法の施行に係る実態調査結果について」でございます。

前回の常任委員会におきまして、支援法の概要を御説明いたしましたが、今般、調査結果が取りまとめられましたので、御報告をいたしたいというふうに思っております。

まず、1のサービスの利用状況についてでございます。県内の障がい者8万1,376名のうち、全体の7%に当たります5,732名の方が支給決定を受けております。このうち、4,797名が4月にサービスを利用しており、これは支給決定者の83.7%に相当します。

次に、2のサービス利用状況と負担状況についてでございます。4月にサービスを利用された方につきましては、居宅系と施設系に分けてお示しいたしております。居宅系サービスにつきましては、合計欄のとおり、2,261名の方が利用しており、負担額の最高は6万7,300円、最低はゼロとなっております。施設系サービスにつきましては、2,536名の方が利用しており、施設では1日3食の食事代が必要なことから、最高は9万4,350円、最低は460円となっております。また、グラフのとおり、居宅系では、1万円未満の方が全体の73%を占めております。それから5万円を超える6%の方々につきましては、

家賃の負担が必要なグループホーム利用者、こういう方々でございます。施設系では、5万円を超える方が全体の48%を占めておる状況でございます。

16ページをお願いします。制度導入後の比較についてでございます。支援費制度の3月と新制度が施行された4月とを比較して、利用者負担がどのくらいふえたのかを、居宅系、施設系別にお示ししております。居宅系サービスにつきましては、1万円未満の方が全体の86%を占めており、負担増の平均額は4,090円となっております。施設系サービスにつきましては、所得に応じた上限額の設定や食費などの実費負担分につきまして、さまざまな軽減策がとられておりますので、1万円未満の方が30%、2万円未満の方が34%など、段階的にそういう状況が見てとれます。また、5万円を超える方は全体の2%となっております。この施設系の平均額は1万6,629円というふうになっているところでございます。

それから、中ほどの下になります(2)の負担増の最高額はどうかということについて御説明いたします。3月分と4月分、この負担額を比較しまして、負担額が最大となる方の事例、これにつきまして実収入額と、負担後に手元に幾らお金が残るのかということにつきまして、所得区分ごとに示したものでございます。まず、居宅系サービスにつきましては、一般世帯の方の場合、負担増が、そこがございますように、4万3,020円ふえますので、ただ、この方は実収入が38万6,016円ございました。したがって、その負担増の部分、必要な部分を引かしまして、お手元には34万1,496円、こういう金額が手元に残るといふ実態がございます。さらに、低所得2の方の場合、負担増が3万5,233円、実

収入が21万6,777円でございますので、手元には17万3,324円が残る形になります。なお、低所得1、生活保護の場合につきましては、その表にお示ししているとおりでございます。

なお、生活保護の負担増、これは9,000円でございますが、この金額は生活保護費の方から支弁されますので、実収入と手元に残る金額については割愛いたしております。

17ページをごらんください。次に、施設系サービスについてでございます。一般の世帯の方の場合、負担増が6万240円となっております。この方は、備考の方に書いておりますように、身障施設の入所者でございまして、欄外に書いておりますように、家族との世帯分離を行っておりません。ですから、御家族の方は家庭で生活、この方は入所施設に入所ということで、一体的な所得状況になっていると、そういう世帯分離を行っておらない関係で、この障がい者御本人の所得額を確定させることが困難でございますので、実収入と手元に残る金額については記入いたしておりません。次に、低所得2の方の場合、負担増が7万8,570円、その方の場合の実収入16万3,402円でございますので、手元には8万4,832円が残っております。さらに、低所得1の方につきましては、5万1,651円が手元に残っております。生活保護の方については、先ほどと同じ理由で表示いたしておりません。

18ページをお願いしたいと思います。施設退所者の状況につきまして、我々、調査をいたしたところでございますけれども、この内容について逐次御説明申し上げたいと思っております。まず、施設退所者につきましては、6月末現在で、33名の方が施設を退所いたしております。そこがございますように、内訳といたしましては、入所施設で18名、通所施設で15名の方が退

所しております。所得区分では、一般が14名、低所得1は7名、低所得2は12名となっており、生活保護はございません。次に、退所した方のその後の状況を入所施設、通所施設別に見てみますと、まず、入所施設を退所した18名の方につきましては、自宅で在宅サービスを受けていない、自宅に帰ってサービスを何も受けていないという方が13名いらっしゃいました。さらに、自宅に戻って在宅サービスを利用している方が1名、通所施設を選択して入所施設から通所施設に変わったという方が4名いらっしゃいました。さらにまた、通所施設を退所された15名の方々の内訳でございますけれども、自宅で在宅サービスを受けていない方が9名、自宅で在宅サービスを利用している方が2名、他の通所施設を選択された方が4名というふうになっております。

19ページをごらんいただきたいと思っております。前回の常任委員会等でもお話し申し上げましたように、現地調査の結果についてまとめましたので、御報告いたしたいというふうに思っております。そこがございますように、7月13日から18日にかけて、市町村の職員の方と一緒に、5月末までに退所された26名のうち、連絡のとれました13名の方と15の施設につきまして、直接現地に出向きまして、聞き取り調査を実施いたしました。調査内容につきましては、そこがございますように、退所者につきましては、なぜ退所したのかという退所理由、退所後の生活状況等を、また、施設につきましては、収入状況等について調査を行ったところでございます。

2の調査結果のところがございますけれども、まず、①の退所理由についてでございます。それによりますと、そこに表示しておりますとお

り、経済的な負担増を理由に退所された方はいらっしゃいませんでした。ただ、そこに数が幾つか出てございますけれども、まず、「制度そのものに不満がある」という方が2名いらっしゃいました。その内容は、工賃以上にサービス料を負担したくない。「工賃を超えるサービス料を出してまで施設は使いたくない」という方、あるいは「利用者負担をしてまでサービスを受けようとは思わない」というものでございました。「とにかく負担が出れば私は出ます」というような方がお二方いらっしゃったということでございます。「その他の理由」が11名ということで、かなり多いんでございますけれども、その内容につきましては、まず、家族の生活費を負担しなければならない者、親が病気のため家事をしなければならない者、さらには本人が病気のために家族との生活を望んだ者など、さまざまな理由がございました。特に、1番目の家族の生活費を負担しなければならないというのは、施設は従来、一切ただだったわけですね。年金関係が家族の方に渡れば、そのお金で家族が生活できる。ところがこの1割負担等が入ってきて、施設では食費の実費負担等も出てくる、そういうことで家族の方に年金が回らない、したがって、出て一緒に生活をせざるを得ないという、直接、障がい者御本人に影響するような状況等は見てとれませんでした。

次に、②の退所後の生活状況でございますけれども、特に介護支援が必要な方はいらっしゃいませんでした。そういう状況でございました。

さらに、③にございますように、個別面談の結果、退所者の方々の要望といたしましては、「自宅近くにサービスを受けられる施設や社会参加、就労の場所が欲しい」ということや、30何年ぶりに実家に久しぶりに帰ってきて、家族

以外には全く相談相手がいない、したがって、「相談支援体制の充実などを充実してほしい」という御意見を寄せられたところでございます。この退所者からの御要望につきましては、同行した市町村職員の方にアフターフォローをお願いしたところでございます。

次に、施設の状況についてでございます。各施設とも、法施行後、月額報酬から日額報酬に変更されたことに伴いまして、収入の減少を予想しているところでございます。これに対する具体的な対応策といたしましては、給与体系の見直し等による人件費削減、あるいは土曜・日曜の施設稼働、さらには事務経費等の削減、グループホーム等新しいサービスの実施などの対応策を検討しておるようでございます。

そういう形で、実態調査の結果、1割負担の導入等によりまして、全体的に負担増となっておりますけれども、障がい者自身の生活そのものが立ち行かなくなるというものはございませんでした。また、あわせまして、負担増を直接の理由とする退所の実態もございませんでした。私どもといたしましては、障がい者の方々がみずから選択し、みずから決定したサービスを低率負担のもとで享受しながら、住みなれた地域で安心して生活していくためには、安定的な所得の保障が不可欠であるというふうに思っているところでございます。したがって、障がい者の所得向上策を総合的に検討するとともに、障がい者の自立支援に向けて、今後とも、なお一層の努力をしてみたいというふうに存じているところでございます。以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課関係でございます。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

「インフルエンザ（H5N1）の指定感染症への指定について」でございます。

恐れ入りますけれども、資料の訂正をお願いいたします。2の背景の（1）の3行目に、「また、平成18年1月以降、新たに4カ国で発生している」とございますけれども、「4カ国」でなくて、「5カ国」の間違いでございます。訂正をお願いいたします。申しわけございません。

1の概要でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、表1、感染症法の対象疾患にございますように、これまで、「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」、以下、「感染症法」と申しますけれども、感染症法に基づきまして、四類感染症に位置づけられ、表2の感染症の主な措置の適用表にございますように、四類の部分、汚染された場所の消毒といった形の限定された対応しかできず、入院勧告などの措置ができませんでした。しかしながら、既に知られています感染症の中で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるものにつきましては、「1年以内の期間に限り、政令で定められる指定感染症に指定することができる」となっております。今回、高病原性鳥インフルエンザの中でも現在、東南アジアを中心に世界じゅうで発生しています「H5N1」タイプにつきましては、平成18年6月12日に感染症法における指定感染症に指定されました。これに伴いまして、二類感染症とほぼ同様の取り扱いとなりまして、表2の二類の欄にございますように、就業制限や入院の勧告・措置・移送などの感染拡大防止のための措置ができるようになりました。

この背景でございますけれども、2の背景をごらんください。指定感染症に指定されました背景としましては、まず、第1に、平成15年12

月以降、ことしの7月14日現在、高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)に罹患した者が世界10カ国で230人に及び、うち132人が死亡し、さらに、ことし1月以降、新たに5カ国で高病原性鳥インフルエンザの発生が見られるなど、鳥から人への感染が増加しているということがございます。また、第2に、WHOも鳥から人への感染の段階から入院などの措置をとることを推奨しているということがございます。さらに、第3としまして、ことし1月にトルコの患者から検出されましたウイルスに鳥から人へ感染しやすい変異が見られたということがございます。このように、新型インフルエンザの発生のリスクが高まる中、人から人への感染が起きてから新型インフルエンザを指定感染症に指定するとなると、時間的ロスを生ずることが危惧されます。そのため、事前予防的対応の強化と早期の封じ込め対策の徹底を図るために、鳥から人に感染する高病原性鳥インフルエンザの段階で指定感染症に指定されたものでございます。

説明は以上でございます。

○宮原副委員長 執行部の説明が終了しました。委員の皆様、質疑はありませんか。

○内村委員 何点かまとめて質問をさせていただきます。

まず最初に、次世代育成支援行動計画についてなんですが、9ページの目標3の(2)「生きる力を育む教育の推進」というのがありますが、この中で、「豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業を実施」ということで、これは219事業がなされているんですが、この中で主な事業はどういうものがあるのか、それをひとつお尋ねいたします。

次に、13ページの児童家庭課の「認定こども園」についてお尋ねしますが、3の「認

定こども園」のタイプというところに、(4)の地方裁量型というのがあります。これでいきますと、今現在行われている無認可の施設があるんですけども、これが入るかどうかということをお尋ねしたいと思います。

続けてお尋ねしますが、障害者自立支援法についてなんですが、16ページの下の方にあります居宅系サービスということで、「手に残る金額」とか、「実収入(月平均)」というのが大分上がっておりますけれども、これは居宅ということで家族の収入か、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○高橋少子化対策監 今、調べておりますので、後ほどお答えさせていただきます。

○松田児童家庭課長 「認定こども園」のタイプの問題でございますけれども、これにつきましては、認可外の施設が対象になるというふうにご覧しておりますが、この基準に合致すればということでございます。

○轟田障害福祉課長 16ページの実収入額、これにつきましては、世帯分離をしていない方の場合については世帯全体の所得ということで、世帯分離をしている方につきましては御本人ということで、ちょっとこの状況では確定的なことは御説明申し上げられません。ただ、この調査につきましては、市町村を通じて、「この方の所得はどうでしょうか」ということで、属人的に聞いておりますので、金額そのものは間違いのない金額でございます。

○内村委員 児童家庭課の子育て支援についてはまた後ということですが、「認定こども園」について、再度お尋ねします。今、無認可で全然何の助成も受けられない幼稚園があります。この方たちが、幼稚園・保育園といいますが、今までの特殊な取り扱いといいますが、いろんな

制度を取り入れながら一生懸命行っていたらしゃるんですけれども、すべて助成がない。幼稚園になりますといろいろな奨励金とかあるんですが、今、すべてが保護者の負担で賄われておりますけれども、これに対して経営者側から「もうあきらめました」という言葉が出ているんですね。いろんな制度を模索されたみたいですが、どこに行っても「何もない、何もない」で頭からけられてきたということで、「もう、あきらめました」というのを近ごろ聞いたんですけれども、これについて、今度、無認可が機能を果たすタイプとしてできるというふうに今おっしゃったんですが、10月1日から始まるわけですが、それについての施設者への広報とか保護者への広報は今後どのようにされるか、お尋ねします。

○松田児童家庭課長 国の方で現在、指針をつくっておりますけれども、10月1日ということで時間が余りございませんので、先日、すべての認可外保育園も含めた幼稚園とか保育所、それから行政機関、2日間、4回に分けて説明をいたしたところでございます。これは条例もお願いをしなければならぬというところもございまして、そういうところにつきましては、また具体的になりましたら広報させていただきたいというふうに考えております。

○内村委員 もう一点だけお願いします。自立障がい者支援、この前の議会でお願ひしました26名退所者の追跡調査を早速していただきまして、本当、ありがとうございます。市側の話も聞いてみましたけれども、県の方が物すごく一生懸命していただいてと感謝の言葉も聞きました。私どもも、自宅に帰られた方が、親御さんがいらっしゃる方はまだいいんですけれども、そうでない方の帰った先の受け入れがどうなのかと

いうことを大変心配したわけですが、今、皆さんから出していただきましたデータによりますと、かえってこれが入ってよかったのかなと。一部負担、自立ということが基本ですから、その点では私どもは心配する向きはないのかなとも思っておりますけれども、これから先も、本当に障がいを持っていらっしゃる方の声を、市町村が実体になっているんですけれども、こういうことをしながらいろいろ調査、指導、指導まではいかないかもしれませんが、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

私どもが気になったのは、障害者年金とかいうのが渡っているのが家族の生活費になっているというのを、大分その後も聞いたもんですから、そういう点でもやっぱり障がい者御本人がどういう生活をしていらっしゃるかということがすごく気になりますので、このことについては、これからも指導徹底をお願ひしたいと思います。

○轟田障害福祉課長 いろいろ御指摘のとおり、要は、初めて障害者自立支援法ができて、それまで措置費の時代は行政が障がい者を措置してサービスを提供すると、それから支援費の時代はよかったんですけれども、ただ、サービスがただであったと。縦割りで使いにくかった、いわゆる身体は身体、施設でないとならぬということ。ところが、完全にそういう枠が取り払われまして、自分のお金で自分のサービスを自分で決定して地域で生きていけるということで、本当にそういう面からすると、初めて障がい者がみずから考えて動くことができるような制度になってきたのかなというふうに思っているところでございます。今、お話もございましたように、確かに、負担増の部分もございまして、だから、地域で障がい者の方々がみずからサー

ビスを決めて生きていくような形、自立して生きていくような形を、市町村と連携してぜひ頑張りたいというふうに思っているところでございます。

それと、先ほどの御質問で、16ページの問題でございますけれども、はっきりしましたので御説明申し上げます。38万6,000円、この一般の方は家族の収入でございます。それから、低所得者2の21万6,000円、これは障がい者御本人の所得、低所得者1の8万7,000円も障がい者御本人の所得でございます。以上でございます。

○高橋少子化対策監 先ほど、「豊かな心を育む子どもの体験活動支援事業」についての御質問でございました。これにつきましては、教育委員会の方で実施された事業でございますけれども、この事業は、幼少期から子供の発達段階に応じて、ふるさと宮崎の特性を生かした体験活動に取り組むことによって、青少年の豊かな心をはぐくむとともに、ふるさと宮崎に貢献する人材の育成を図るということを目的としておりまして、具体的な活動の内容といたしましては、例えば伝統芸能の伝承だとか、あるいは親子触れ合いキャンプだとか、あるいはソバ栽培からそば打ちまでの農業あるいは林業体験だとか、そういったことが内容になっているようでございます。以上でございます。

○太田委員 幾らかあるんですが、時間の関係もありますから、簡便に聞きたいと思いますが、まず、資料10ページのところにあります基本目標2の黒い丸の3点目のところ、「女性の育児休業取得率」というところで、平成21年度の目標が実績よりかまた下がった形でのパーセントが打ち込んであるんですが、通常、目標という跟前年度よりか上を目指していこうというのがあるだろうと思うんですが、見たときに幾らか下

がっているのもあるような感じがするんですね。これはどういう意味ですかね。

○高橋少子化対策監 この目標は、計画を策定した時点の目標でございますので、平成16年度の実績、平成15年度の策定時が71%、それを上回る形での目標設定ということで76%、結果として17年度の実績はそれを上回ったというような状況でございます。

○太田委員 わかりました。

それと、資料の19ページ、いわゆる自立支援法の関係なんですけど、26名退所した中で13名は調査、残りはまだ調査していないということですから、今後の追跡調査をお願いしたいと思うんですが、調査結果の中の退所者13名のうちの①のウ、家族の生活費を負担しなければならないためとか、本人が病気のためとか、これらも負担増とは関係ない形でウというところが挙げられているわけですが、こういった原因をもとに今回の支援法導入によってこれらが急激にふえたというのもちょっと不自然な感じもするわけですから、これも一つの負担増の間接的な影響が何らかあるのではないかという分析の視点は持つておっていただきたいなというのがあります。これは質問とはいたしません。

質問したいのは16ページの最後になりますが、居宅系サービス、この中で「手元に残る金額」というのがちょっとつらいかなと思われるのは、低所得者1のところ、3万9,000円ほどになっておりますね。例えば、年金生活者であれば6万とか7万、8万、障害年金であればそういうのがあると思いますが、その「手元に残る金額」が負担も含めてこういう形になったということであれば、ちょっと教えていただきたいのは、「一般」「低所得者2」「低所得者1」「生活保護」となっていますが、その構成割合はちよっ

と参考として教えていただきたいと思います。低所得者1の人たちの構成割合が60%、70%と高ければ、全体的には負担増の気持ちが大きくなるがなという気はいたします。データがあれば教えていただきたいと思いますが、なければ後日でも結構です。

○**霧田障害福祉課長** ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、後日、改めて全委員さんにお届けしたいというふうに思っております。

○**井上委員** 自立支援法の関係については、早速調査をしていただいたことには、本当にありがたいと思っております。ただ、自立支援法については、まだ支援法そのものも、やはり行政側も非常に浸透していないというか、解釈についてのいろんな思いを含めて、各市町村も含めてですけれども、今、勉強中であろうなというふうには思っています。走り出しながらこの自立支援法については、これをいい法律にしていけないといけないというふうに認識はしているんですけれども、先ほど、課長の言われる内容を聞くと、自立支援法そのものの持つ意味合いというのが評価されているようにも聞こえるんですけれども、一方では、この調査のときの御本人の調査もさることながら、入所施設と通所施設の皆さんのこれからの存続、そこが自立支援法によってどう変わっていくかということの方に注目せざるを得ないなというふうに思っています。今までは措置ということですので、言われて、そういう措置によって、施設を選んでそこに入って、もう安心ということもあったと思うんですけれども、これからはやはりそういうことも含めて、そこに入っていくための、知識も含めてですけれども、支援法をどう理解するのかということが大変重要なことというふうに

と思いますが、この自立支援法についての、今までも研修してこられたと思いますけれども、実際の現状とといいますか、それはどうなんでしょうか。

○**霧田障害福祉課長** この制度につきましては、4月に第1弾がスタートいたしまして、今度、10月に施設関係が移行に移ってきます。今、施設に入っている方々の障害程度区分等を見ながら、その方々の生活環境はどうなっていくのかというような部分、あるいは施設そのものが、33ぐらい大きい事業を組んでおりますけれども、基本的には6つの事業に再編し直す、就労支援とかいろいろな形で。そういうことを含めて今、我々は31市町村と連携をとりながら、その移行に向かっての作業を行っているところでございます。それで、今、井上委員もおっしゃったように、どういう形で入所者、施設、通所を含めて理解を図っていくのかというのは極めて大切な問題でございますので、福祉圏域ごとに代表の市の方々と連携をとりながら、あるいは機会あるごとに説明会等を持って周知徹底を図っているところでございます。

また、あわせまして、出前講座、いろんな小さいグループ、施設を含めて、要請がございますので、積極的に出向いていく形をとりながら、入所の方々に対して、啓発関係の研修会、そういうものを持っているところでございます。いずれにしても、10月に向かって円滑に移行ができるように、最大限の努力を市町村と連携しながら頑張りたいというふうに思っているところでございます。

○**井上委員** ある町の方とちょっとお話ししましたら、障がい者と高齢者を一緒にされているような感じなんですね。介護保険の適用関係を考えられてそういうふうにおっしゃったのかも、

ちょっと理解に苦しむところもあるわけですね。やはり法律は法律ですので、走り出した以上はこれに適應できるようにできるだけ努力をしなければいけません、障がい者の皆さんは、通うところも欲しい、生活する場所も欲しい、就労の場所も欲しい、いろいろなことを考えていらっしゃるわけですから、そこを含めて、今現在ある通所施設もやっていくようにできるか、維持していくことができるかということは非常に大事だと思いますので、改めて通所施設と入所施設の皆さんのそういう存続ができていくように、皆さん方も工夫をしていただけるように努力をお願いをしたいというふうに思います。

それと、もう一つは、国は自立支援法をつくりましたが、これも、こうあったらいいだろうという机の上だけでつくられていて、実態とは乖離しているところが非常に自立支援法は多いと言われています。だから退所する人も多いということなんですよ。だから、実際の現場の皆さんの声というのが国に届いているかと言われたら、なかなか届いていないというふうに私は思います。ですから、法律ができ上がっているのに、これだけに縛られて何かをやるのか、それとも、やっぱり宮崎県は宮崎県としての独自のものをやるのか。もう一つは、国に対してこの法律上での問題点をどう積極的に上げていくかということが非常に大事だと思うんですけど、そのことについては県として、これは部長にお聞きした方がいいのかもわかりませんが、そういう法律の問題点について、どう具体的に国に上げていくのかということについてはどんなふうに考えておられるんですか。

○轟田障害福祉課長 今、お尋ねの件につきましては、第一義的には施設、これは通所、入所を含めて施設の方々の御意見を承りたいと思

ますし、それから施設を出た方の追跡調査等も行っておりますけれども、これをより充実して、実際の利用者の方々の御意見、そういうものを十分踏まえてみたいというふうに思っております。それを踏まえまして、具体的には、全国の主管部長会がございますし、あわせまして、全国知事会等もございますので、いろんな山積する課題につきましては、整理した形で国に宮崎県の意見として申し上げてみたいというふうに思っているところでございます。

○井上委員 最後ですけれども、3障害が一緒になってこの自立支援法は使う。そういう意味で言うと、課長がさっきおっしゃったような特典もある、一方では特典もあるけれども、それを使う方の側が今度は選択する能力があるかどうかということにも大きくかわりが出てくると思うんですよ。ですから、宮崎市の通所施設の場合もごたごたしたんですね、結局、退所した方がいいのか。ごたごたしなかった通所施設もある。いろいろな通所施設があるわけですよ。ですから、そういう実態をよく踏まえて、じゃ、障がい者の皆さんが自分の考えで選択できる方がいいけれども、選択できない人たちはどうしていくのかという、いわゆる細かい目配り気配りをやっていただくように、これは要望しておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○宮原副委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 時間がありませんので、1問だけ。「医療制度改革の概要について」と書いてありますが、この前も本会議場で私が質問したように、アメリカの年次改革要望書の中に、医療制度をアメリカ並みの民間の保険に全部持っていきたいというようなアメリカからの要求があって、今、公的保険で賄っているのを民間の保険

に全部持っていきたいというのがアメリカの戦略のようでありませけれども、具体的に1つだけちょっと気になるのが、リハビリのあれがテレビやら本やらでも随分取り上げられていますけれども、180日間に限定されるということで、これはちょっと酷じゃないのかと今、盛んに言われていますよ。これについて、今後は民間に保険業務は任せろというようなことを考えているのか、将来はそんなことであるのかどうかちょっと聞かせてもらえませんか。

○河野福祉保健部長 今お話のありましたリハビリテーションの医療保険適用が6カ月間ということにつきまして、その後につきましては介護保険を適用するというような計画となっております。リハビリといいますのは、障がい者が固定するということが一つの目安でありましょうから、一般的にはそういうことになっているわけでありませけれども、今後、これにつきましては、いろいろさまざまな議論もありますから、どうなるかはちょっとまだわからないところがあります。

○黒木次男委員 8ページの「地域における子育て支援の推進」、青少年健全育成指導者数の増加ということですが、これは人数が1万4,455人から1万5,749人と、こういう数字が出ておるが、これはどのような方を指導者として選考されておるわけですかね。

○高橋少子化対策監 これにつきましては、地域生活部の方で所管している部分ですけれども、人数的には、従来の青少年指導員が約5,000人、ジュニアリーダーが約860人、新たに地域の世話やきおじさん・おばさんというのを養成していくということで、これを21年度までにふやしていきたいまして、トータルとして約1万6,000人を目標にしているというお話のようでございます。

○黒木次男委員 そういうことならいいわけですが、はっきり1万5,749人と出してあるから、どういう方かなと思っておったんですけれども、いいです。

○太田委員 障害者自立支援法について、意見と申しますか、要望ということでお伝えしたいと思っておりますが、こういった分析をされたということで、それはそれなりに私も受けとめたいと思います。障がい者の場合、特に親から見たら、自分が亡くなった後にこの子の将来が心配だという思いが強いと思うんですね。そういうことがあるから扶養共済制度等がつくられて、私が死んだ後に子供にそういった財産をできるだけ残そうという思いがいくと思うんですね。そのときに、本人の「手元に残る金額」等で比較をしながら分析はするわけですが、そういった障がい者の子供の将来を思い、手元にできるだけ残しておいてあげたいという、その気持ち、そこもしんしゃくはしておいていただきたいと思っております。「手元に残る金額」のみの比較で、それが何かぜいたくしているというようなとらえ方をするとちょっとかわいそうだ、その辺はほかのあれとは違う、考慮しなきゃならん問題じゃないかなという気がいたしますので、そこ辺はそういう問題もあるということでお伝えしたいと思っております。

○宮原副委員長 そのほかで何かありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○宮原副委員長 それでは、先ほど太田委員の方からありました資料請求につきましては、後日、配付をお願いします。

以上をもって福祉保健部を終了いたします。
執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後0時10分休憩

午後0時11分再開

○宮原副委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原副委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

なお、富養園への出発は予定どおり12時50分ですので、よろしく願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後0時11分閉会